入札公告（建設工事）の訂正

次のとおり訂正します。

平成31年３月８日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長　石原　康弘

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　掲載日

平成31年２月22日（号外政府調達第34号）

2　訂正内容

30頁４段目　5　入札手続等　⑶中「平成31年４月５日から平成31年４月24日」を「平成31年３月29日から平成31年４月16日」に訂正します。

32頁１段目　7　Summary　⑸中「5：00 P.M. 24 April 2019」を「5：00 P.M. 16 April 2019」に訂正します。

入札公告（建設工事）の取消

平成31年３月８日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長　中島　　靖

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

平成31年１月30日付（号外政府調達第18号）掲載の入札公告「①石垣港（新港地区）係留施設築造工事」及び「②石垣港（新港地区）係留施設築造工事（第２次）」を取り消します。

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成31年３月８日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　宮田　年耕

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　都心環状線（竹橋・江戸橋ＪＣＴ付近）の更新における呉服橋から江戸橋間の地下構造及び施工法検討

⑶　業務内容　本業務は都心環状線（竹橋・江戸橋ＪＣＴ付近）の更新における呉服橋から江戸橋間における地下構造の構造検討、概略設計、近接影響検討及び施工法検討を実施するものである。主な作業内容は次のとおりである。

①　シールドトンネルの検討

②　シールド発進立坑の検討

③　開削トンネル・半地下擁壁構造の検討

④　近接影響検討

⑤　施工計画図の作成

⑥　関係機関協議

⑷　履行期間　契約締結の翌日から460日間

⑸　その他

①　本業務は、提出された参加表明書及び技術提案書を審査した結果、技術提案書の評価点が最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（標準タイプ）の対象業務である。

②　本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては４⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第１）を提出するものとする。

③　技術提案書は、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は信書便により提出すること。

④　その他については、電子入札留意事項によることとする。

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。

⑵　首都高速道路株式会社における平成29・30年度競争参加資格の「トンネル設計」の認定を受けている者であること。

⑶　参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計請負現場説明書の説明事項１⑽イの記載に抵触するものではないことに留意すること。

①　資本関係

以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

イ　親会社（会社法第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

ロ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係

以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

イ　一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

ロ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合

【役員の定義】

⑴　会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

⑵　取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）

⑶　委員会設置会社における執行役又は代表執行役

【管財人の定義】

会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人

③　その他見積りの適正さが阻害されると認められる関係

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑷　業務実施上の条件

①　法人に必要とされる業務の実績

当該業務に参加希望する法人は、平成21年度以降に外径10m以上の新設道路シールドトンネルの実施設計※を完了した実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

※実施設計とは、次のいずれかの業務をいう。

・首都高速道路における「実施設計」業務

・国土交通省における「詳細設計」業務

・その他発注機関における国土交通省の「詳細設計」と同等の業務

②　予定管理技術者に必要とされる要件

イ　技術資格

技術士［建設部門（トンネル）］又はＲＣＣＭ（トンネル）を有する者とする。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定協約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。

ロ　業務実績

平成21年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、１件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

同種業務：外径10ｍ以上の新設道路シールドトンネルの実施設計※

類似業務：外径10m以上の新設シールドトンネルの実施設計※

ハ　手持ち業務量

平成31年４月11日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む。）において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が４億円未満かつ件数が10件未満であること。

3　技術提案書の評価基準

⑴　技術提案書による評価

①　予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格

②　予定管理技術者及び予定担当技術者の同種類似業務の実績